

確認申請手数料が変わります

耐震偽装事件の再発を防止し、住宅や建築物の安全・安心の確保のため、次に示す一定の高さ以上の建築物の新築や増築などについて、構造計算の適合性に係る判定が新たに義務づけられました。

このため、6月20日(水)以降に受け付けを行うものは、建築物の確認申請手数料に、次表の構造計算の審査に必要な判定費用が追加されます。

- 木造 高さ13m超または軒の高さ9m超
- 鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造 高さ20m超
- 鉄骨造 4階建以上 など

構造計算適合性判定が必要な場合の確認申請手数料に追加する金額

床面積の合計	金額(一の構造計算につき)	
	認定プログラム以外	認定プログラムによるもの
1,000㎡以内のもの	173,000円	124,000円
1,000㎡を超え 2,000㎡以内のもの	227,000円	151,000円
2,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	259,000円	165,000円
10,000㎡を超え 50,000㎡以内のもの	340,000円	206,000円
50,000㎡を超えるもの	616,000円	342,000円

※構造計算適合性判定を要する建築物の構造計算ごとの床面積の合計に応じ、金額を算定する。なお、複数の構造計算適合性判定を要する構造計算がある場合においては、それぞれの金額を加算する。

**こんな時には、こんな手続きを
国民年金のお知らせ**

国民年金は、国内に住所がある20歳以上60歳未満の方すべてが加入する制度です。

届け出を忘れると、将来受け取る年金額が少なくなったり、受けられなくなる場合があります。次のようなときには、市役所へ自ら届け出を行うことが必要です。忘れずに届け出を行いましょう。

なお、会社や役所、学校などに勤めている方の被扶養配偶者になる時は、その方の勤務先へ届け出を行ってください。

◇20歳になったとき

厚生年金保険や共済組合に加入していない方が、20歳になった時は「資格取得届」

◇会社を退職したとき

60歳になる前に会社などを退職したとき(厚生年金保険や共済組合の被保険者でなくなった時)は「種別変更届」

◇収入が増え、被扶養配偶者でなくなったとき

収入が増え、会社員や公務員などの被扶養配偶者でなくなった時(パート収入が130万円以上になった時)は「種別変更届」

◇配偶者が退職したとき

配偶者が退職し、会社員や公務員などの被扶養配偶者でなくなった時(配偶者が65歳に達して第二号被保険者でなくなった時を含む)は「種別変更届」

問合せ

山梨社会保険事務局大月事務所

☎(22)5837

市民生活課 国民年金担当

家のアスベスト調査を実施してみませんか

民間住宅のアスベスト分析調査事業を実施します。現在、肺がんや中皮種などアスベスト(石綿)が原因と見られる健康被害が全国的に波及し、新たな公害問題となっていることについて、市では、アスベストによる市民の健康や環境不安に対処するため、また安心して暮らし続けることができるよう、市民の皆さんが自己負担で実施されるアスベスト調査費用の一部について補助を行います。

対象 市内に住所を有し、市税などを滞納していない方で、調査の対象となる建築物が、次に該当するものとします。

- 自らが居住している住宅、長屋
- 共同住宅または店舗等併用住宅

補助額 1カ所の調査費 10,000円

募集戸数 10戸(申込順)

申込・問合せ 基盤整備課 建築・住宅担当